

## 津野町商工事業所物価高騰支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている町内の商工業者に対し、事業活動の負担軽減を図るため、町が交付する津野町商工事業所物価高騰支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、津野町補助金等交付規則（平成17年2月1日規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援の対象となる事業者等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 令和4年11月1日時点において、町内で商工業を営みかつ、申請日以降も町内で商工業を継続する意向である者。
- (2) 町内に事業所の所在地を有する個人または団体で、町長が認めた者。
- (3) 生計をたてるための仕事（以下「なりわい」という。）として主たる商工業を営む者。
- (4) 令和3年分の確定申告又は令和4年度分町県民税申告において、事業収入（売上）がある者。ただし、令和4年1月1日から同年11月1日までに新たに開業した者で、令和4年分の確定申告又は令和5年度分町県民税申告を期限内にすることを確約する者は、この限りではない。

(5) 町税、使用料等を滞納していない者。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象事業者が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、支援金の交付対象としない。

- (1) 宗教法人、政治団体、協同組合、金融機関、公共機関、公的団体。
- (2) 農業、林業等の一次産業を主たる事業として営む者及び団体。
- (3) 別表1に掲げるいずれかに該当する者。
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者。
- (5) その他町長が不相当と認めるとき。

(支援金の額)

第3条 本要綱に基づく支援金の額及びその算定方法は別表2のとおりとする。

2 前項の支援金の交付は1事業所につき1回までとする。

(申請期間)

第4条 支援金の申請期間は、令和4年12月1日から令和5年1月31日までとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、津野町商工業事業所物価高騰支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を

添えて、津野町商工会の会員である者は津野町商工会へ、会員ではない者は町長に提出しなければならない。

- (1) 「誓約・同意事項等」チェックシート（第2号様式）
- (2) 事業を行っていることを証する書類
- (3) 従業員数が把握できる書類（ただし、従業員数が0人の事業所・者はこの限りではない。）
- (4) 振込先口座が確認できる書類（申請者又は申請法人名義の口座に限る）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び支払い等）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付を決定し、津野町商工業事業所物価高騰支援金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者へ通知し、すみやかに支払いを行う。

2 審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、津野町商工業事業所物価高騰支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

（補助金交付の条件）

第7条 支援金の交付目的を達成するために、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取り消し等及び返還）

第8条 町長は、第6条の規定により交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消し、すでに支援金を交付した場合にあっては当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が支援金の交付を不相当と認めるとき

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付の決定を取り消したものに通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金を返還させるときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1（第2条第2項第3号）

- 1 暴力団（津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2（第3条第1項）

算定額	交付額
令和4年11月1日時点の従業員数が21人以上の事業所	200千円
令和4年11月1日時点の従業員数が5人～20人の事業所	100千円
令和4年11月1日時点の従業員数が0人～4人の事業所・者	50千円

※従業員数とは、労働保険又は雇用保険に加入している被保険者数を表す。